駐車場の附置義務制度の概要について

(平成29年4月1日施行)

建物を新築等する場合で**次の各要件**を満たす場合は、名古屋市駐車場条例に基づき、その 規模に応じた駐車場を設置することが義務付けられています。

条例適用の要件

※敷地要件かつ建物要件を満たす場合に適用となります。

敷地要件

敷地が、**駐車場整備地区、商業地域または近隣商業地域内**にある。

建物要件

建築物の床面積(駐車場等を除く)が、

- 1.500 m² 特定部分の床面積の合計
- 2,000 m² ・非特定部分の床面積の合計
- ・特定部分+非特定部分×3/4の床面積の合計 ・・ 1.500 m^2

を超える建築物である。

- ※ 特定部分とは、事務所、百貨店その他の店舗、飲食店、料理店、ホテル、旅館、倉庫、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、病院、結婚式場、斎場、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館及び卸売市場の用途に供する部分をいいます。
- ※ 非特定部分とは、特定部分以外の用途に供する部分をいいます。
- ※ 共同住宅のみの場合は建築指導課にお問い合せください。(お問い合せ先は裏面参照)

駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数(A)

- 事務所部分
- <u>500 ㎡ ごとに1台</u> <u>350 ㎡ ごとに1台</u> <u>650 ㎡ ごとに1台</u> •劇場等部分 ・事務所及び劇場等部分を除く特定部分
- <u>900 ㎡ ごとに1台</u> ・共同住宅部分等を除く非特定部分

上記の用途ごとに算定した台数を合計し、小数点以下を**切り上げます。** Α台 <緩和措置>

- 事務所部分で1万㎡を超える部分には、一定の緩和措置があります。
 - ・建物の床面積が、6,000 m²未満の場合には、一定の緩和措置があります。
- ※ 劇場等部分:百貨店その他の店舗、飲食店、料理店、劇場、映画館、演芸場、結婚式場、キャバレー、 カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場及びボーリング場の用途に供する部分をいいます。

荷さばき駐車場(幅3m、奥行き7.7m、高さ3mまたは幅4m、奥行き6m、高さ3m)の台数(B)

- <u>2,500 ㎡ ごとに1台</u> 5.000 ㎡ <u>ごとに1台</u> 倉庫部分
- 百貨店その他の店舗部分 ・倉庫及び百貨店その他の店舗部分を除く特定部分・・・ 10,000 ㎡ ごとに1台
- 上記の用途ごとに算定した台数を合計し、小数点以下を切り捨てます。

車いす用駐車場(幅3.5m、奥行き6m、高さ2.1m)の台数(C)

- ・全駐車場の台数(A)が 15台以上 30台未満の場合
- ・全駐車場の台数(A)が 30台以上 50台未満の場合 2台 ・全駐車場の台数(A)が 50台以上 の場合
- 3台 上記のように、全駐車場の台数(A)により算定します。 C台

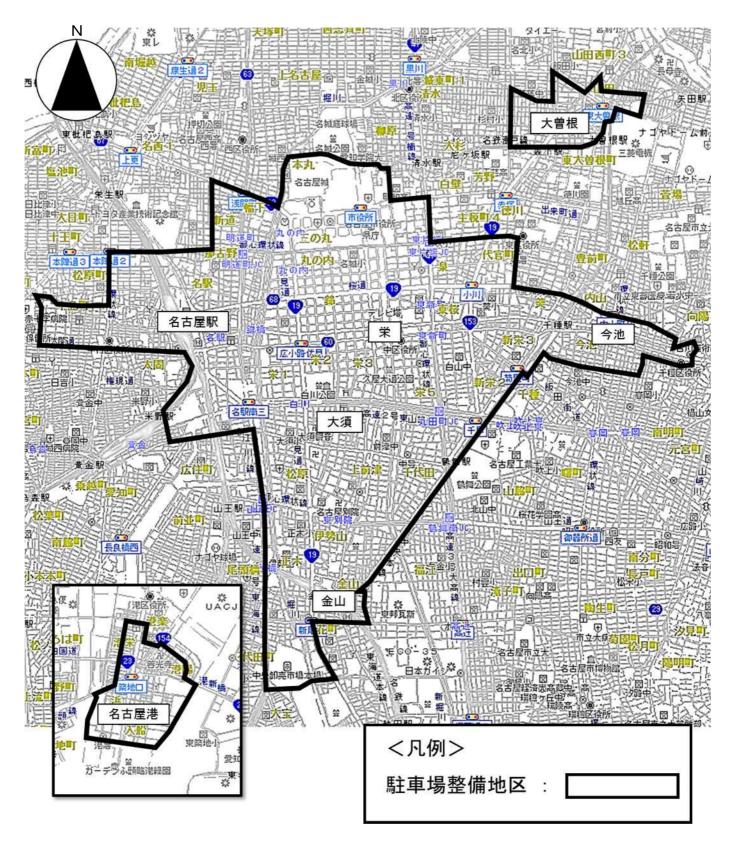
一般車用駐車場(幅2.3m、奥行き5m、高さ2.1m)の台数(D)

 $\cdot A - B - C = D$

上記のように、各駐車場の台数により算定します。

→ D台

B台



※ 共同住宅型集合建築物を建築する場合は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に 関する条例」に基づき駐車場の設置が義務付けられていますので、注意してください。

<駐車場の附置義務制度に関する問い合せ先>

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課駐車場のあり方検討担当 電話:052-972-2774

※ 詳細は名古屋市ホームページ(https://www.city.nagoya.jp/)でご覧いただけます。

<共同住宅型集合建築物に関する問い合せ先>

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築相談担当 電話:052-972-2919・2920